

令和 5 年

第 6 6 回沖縄県介護保険広域連合議会（臨時会）会議録

会 期	令和 5 年 1 1 月 2 1 日	開会
	令和 5 年 1 1 月 2 1 日	閉会

令和5年第66回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会会期日程表

開会 11月21日

会期 1日間

開会 11月21日

目次	月日（曜）	会議区分	開議時刻	摘 要
1	11月21日（火）	本会議	午前10時00分	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案の審議 承認第1号 専決処分の承認について 議案第10号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第11号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号） 閉会

第 1 日 目

1 1 月 2 1 日 (火)

令和５年第６６回沖縄県介護保険広域連合議会（臨時会）会議録

令和５年第６６回沖縄県介護保険広域連合議会（臨時会）は、令和５年１１月２１日（火）沖縄県介護保険広域連合３階大会議室に招集された。

１．開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和５年１１月２１日　：　午前１０時００分）

閉会（令和５年１１月２１日　：　午前１０時４０分）

開会の宣告（議長　花城　勝男）

閉会の宣告（議長　花城　勝男）

２．応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
１	島　袋　晴　美
２	大　山　美佐子
３	東　江　光　枝
４	島　袋　輝　也
６	當　山　直　彦
７	眞栄田　絵　麻
９	島　袋　義　範
１０	上　地　義　則
１１	東　江　清　和
１２	松　田　昌　邦
１３	新　垣　千　秋
１４	川　上　龍　太
１５	新　垣　貞　則

議席番号	氏　　名
１６	山　城　勝　貴
１７	宜　保　龍　平
１８	永　山　清　和
１９	普天間　真　也
２０	志　村　幸　司
２１	玉　城　陽　平
２２	新　垣　幸　子
２３	新　垣　一　史
２４	西　田　吉之介
２５	照喜名　英　雄
２６	渡　口　　亮
２７	比　嘉　元　美
２９	花　城　勝　男

３．不応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
５	松　田　大　輔
８	仲　間　ト　ム
２８	比　嘉　俊　伸

4. 出席議員及び欠席議員は、応招議員及び不応招議員と同じである。

5. 本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

課 名	氏 名
総 務 課	與那覇 祥 一

課 名	氏 名
総 務 課	宮 城 温 子

6. 地方自治法 121 条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

課 名	氏 名
広 域 連 合 長	當 山 宏
副広域連合長	當 眞 淳
事 務 局 長	金 城 博 文
総 務 課 長	豊見本 勝

課 名	氏 名
業 務 課	大 城 朝 敏
会 計 課	大 城 美恵子
認 定 課	比 嘉 利季子

7. 会議に付した事件は、次のとおりである。

承 認 第 1 号 専決処分の承認について

議案第 10 号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 11 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

令和5年第66回議会（臨時会）議事日程（第1号）

日程	議案番号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般の報告	
4	承認第1号	承認第1号 専決処分の承認について	即 決
5	議案第10号	沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	即 決
6	議案第11号	令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号）	即 決

○議長 花城勝男 ただいまから、令和5年第66回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

開会にあたり、広域連合長より招集のご挨拶がございます。

○広域連合長 當山宏 皆さま、おはようございます。改めまして私の方から一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は令和5年第66回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中ご出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

さて、今年度は介護保険広域連合が中長期的な視点で介護保険事業を推進するための指針として示した、第8期介護保険事業計画の最終年度となっております。本計画の基本理念にある、「自分らしく健康長寿」の実現に向けて諸施策に取り組んでいるところであります。また、次期計画となります令和6年度からの第9期介護保険事業計画につきましては、介護保険料の均一賦課が予定されておりまして、次期保険料の算定並びに事業計画策定に向けた各種会議や取組を進める大事な年度ともなっております。議員各位におかれましては、これまでも当介護保険広域連合の運営にご尽力をいただいていることとございますけれども、今後とも引き続き皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願いする次第であります。なお、本日の臨時議会につきましては承認1件、議案2件を提出いたしております。議案等の提案理由の説明につきましては事務局長をして行わせますので、ご審議下さいますようお願い申し上げます、挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 花城勝男 日程第1 会議録署名議員

の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番眞栄田絵麻議員。及び、10番上地義則議員を指名します。

日程第2 会期の決定をお諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って臨時会の会期は本日の1日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求めた説明員の職、氏名はお手元にお配りしました名簿のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納調査の結果報告書が提出されているので、事務局にて閲覧に供しています。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認についてを議題とします。

事務局長。

○事務局長 金城博文 承認第1号 専決処分の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求む。令和5年11月21日提出 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

専決処分書地方自治法第179条第1項の規定により、沖縄県介護保険広域連合の指定金融機関の支店について、別紙のとおり専決処分をする。令和5年9月13日 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

専決処分の理由。沖縄県介護保険広域連合の指定金融機関が、令和5年9月30日までで満了となることに伴い、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項に基づき、令和5年10月1日より株式会社琉球銀行を指定金融機関に指定する株式会社琉球銀行の指定受託を議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分とする。

別紙。沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定について。地方自治法第292条の規定により、準用する同法第235条第2項、及び地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、下記の金融機関を沖縄県介護保険広域連合の指定金融機関に指定する。令和5年9月13日沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

1、金融機関名称 株式会社 琉球銀行。

2、指定する期間 令和5年10月1日から令和7年9月30日まで。

理由。沖縄県介護保険広域連合の現在の指定金融機関である株式会社沖縄海邦銀行が令和5年9月30日をもって期間満了とすることに伴い、新たな指定金融機関が必要なことから地方自治法第235条第2項、及び地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、株式会社琉球銀行を指定金融機関に指定する。

本件は沖縄県介護保険広域連合の指定金融機関であります、株式会社沖縄海邦銀行の指定期間が本年9月30日をもって終了することに伴い、新たに株式会社琉球銀行を指定金融機関にするものでございます。本来であれば、第65回8月定例会に提案させていただくところでしたが、指定金融機関としての受託条件について各金融機関共に契約交渉が難航し、時間を要しましたことから専決での処分を行い、本臨時会に報告し承認を求める内容となっております。承認第1号 専決処分の承認について、説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 花城勝男 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

20番 志村議員。

○20番 志村幸司 恐れ入りますが質問をさせていただきます。今決める時の段階で色々紆余曲折あったということでございましたけれども、これは色々多分手数料みたいなことかなと思うんですけども、そうなったいきさつをどのように決めたと内容をお話いただけますか。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。当広域連合においては、平成25年から琉球銀行・沖縄銀行・海邦銀行、あと沖縄県農協さん、4行での輪番制での、2年輪番制での指定金融機関指定をしておりました。その中では手数料の手数料契約はございませんでした。事務委託料として今まで契約を結んでおりましたけれども、輪番制での順番でいきますと今回は農協さんだったんですけども、今回から手数料がですね、農協の条件の事務委託料が手数料での請求を行うということでの条件が伝わってございました。それを受けまして、残りの3行についても沖縄銀行・琉球銀行・海邦銀行さん共に確認をさせていただきました。その中で琉球銀行さんだけが今の事務手数料での契約を呑んでいただきました。その中で手数料が1件当たり330円となりますと、予算が1,800万ほどかかっております。今回この事務委託料での手数料が約300万ほどございましたので、大分開きがあります。その中でも輪番制を取りやめて、今回琉

球銀行さんと指定金融機関の契約に至った、ということでございます。以上でございます。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。令和5年の当初予算で計上しておりました額は、沖縄県農協さんからの見積に伴う予算計上を行っておりました。これが、1,882万560円。これが琉球銀行さんと契約することによって、407万円になります。開きとしては約1,400万ほどの開きがございました。以上です。

○議長 花城勝男 志村議員。

○20番 志村幸司 この開きがちょっと何なのか、何でこんな開いちゃうのかが分かりにくいんですけども、今手数料関係というのは各市町村共にそうじゃないかなと思うんですけども、銀行さんの手数料関係というのはどんどん上がっていて今まで行政機関に関しては何というんですかね、良心的な契約をしているという感じでやってきたかと思うんですけど、それがもう自由競争でどんどん厳しくなって料金も上がっているというような、今後も上がっていくよという風に聞いているんですね。ですから今回この劇的に安い分、言ったら1,000万以上離れたところを選ぶことができたということは良かったと思うんですけども、今後はもう上がっていくだろうとは思いますが、その辺はもうぜひ準備していただきたいなと。もう上がるのが当たり前みたいな感じで恐らくくるという風に思うので、ご準備いただけたらなと思います。あと今回ちょっと具体的に何でこんな開きがあるのかなと。中身が分からないんですよ。何か単価の計算が違ふとか、そういうことだったんですかね。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えします。今までは手数料という形では、窓口の振込手数料という形ではとっておきませんでした。一般の方が銀行さんの窓口で払う時にはいくら以上300いくらか、こういった形で支払手数料がかかってたんですけども、行政機関については事務委託料として一括でやっておりましたので、年間契約としてですね。件数など。そういった事情がございまして、銀行さんの今回の条件としては単価×件数ということになりましたので、だいぶ予算が跳ね上がったということでございます。以上です。

○議長 花城勝男 他に質疑はありませんか。
13番 新垣議員。

○13番 新垣千秋 1点だけですね、確認させていただきます。今回このタイミングで承認といういことで出されておりますが、当初予算自体は1,882万560円であるかと、で今琉球銀行が407万。当初予算の際この金額を確認というのはどのように行われたんでしょうか。今回当初予算の際に分かっていれば金額の開きというのはなかったと思うんですね。これについてちょっと説明をお願いします。

○議長 花城勝男 事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。先ほどもちよつとご説明したんですが、当広域連合については平成25年から県内の4行と輪番制をとっておりました。令和5年度については順番が農協さんだったものですから、農協さんから見積をいただいて予算を当初予算に計上し

たところでございます。その後、各銀行さんの方に調査させていただきまして琉球銀行さんの方がだいぶ軽微な予算ですよということになりましたので、今回専決処分の方を行って契約を結んでいるというところでございます。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 当初予算1,882万560円。銀行輪番制というのは理解してるんですが、現在の年度の場合も約2,000万弱の予算がつくられてたということでしょうか。実績に近かったということでしょうか。その説明をお願いします。

○議長 花城勝男 事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。この輪番制の中では事務委託手数料として銀行さんとの契約を結んでございますので、手数料1件当たりの契約内容でございませでしたので事務委託料として契約期間が2年間とございますので、4年後にはということでございます。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13番 新垣千秋 質疑の中でもありましたように、手数料が上がっている中で今回調査をして抑えられる事務委託料ではなくて手数料で抑えられるということであれば、当初予算令和4年、令和3年輪番制であってもその過去に戻ってその時点で抑えられた可能性はある、そういうことも考えるとしっかり予算の前に調査をした上で積み上げてもらいたいと思うんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長 花城勝男 事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。広域連合としては平成25年から輪番制をやっておりますけれども、その時にも手数料の業務費がございましたので4行を集めて合同での会議を行って輪番制をふむことによって手数料での支払いの条件というのはやらない、ということで事務手数料として4行で協議をして輪番制を行ったというところでございます。

○議長 花城勝男 他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 花城勝男 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 花城勝男 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、承認第1号 専決処分の承認については原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第10号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第10号 沖縄県

介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出する。令和5年11月21日提出 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

理由。令和5年度人事院及び沖縄県人事委員会に職員の給与に関する勧告を受け、広域連合においても一般職員の等級、月額、及び勤勉手当の額の改定を見直す必要がある。これがこの議案を提出する理由になります。本条例につきましては、令和5年人事院及び沖縄県人事委員会の給与に関する勧告、並びに構成市町村の給与条例の改定の状況を勘案し、当広域連合においても給与条例について所要の体制を行う必要が生じたことから提案するものであります。なお、議案第10号の給与に関する条例が改正の適用の時は広域連合に採用された職員が対象となっており、構成市町村から派遣される職員については構成市町村の給与に関する条例が適用となります。今回の給与規定の勧告のポイントは、人事院・沖縄県人事委員会いずれも民間企業との格差を解消するための月例給の引き上げと共に初任給と若年層の水準を引き上げる改定となっております。また、勤勉手当の民間の支給割合に踏まえ、0.1月分引き上げ勤勉手当に配分することになってます。

それでは詳細についてご説明いたします。1ページの方をお開きください。

第1条 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を次の通り改正する。右側改正前、左側改正後の対照表でご説明いたします。給料表第6条については別表4ページから11ページ載っています。右側が改正前、左側が改正後の下線部分が改定額でございます。沖縄県人事委員会の勧告によりますと、公務員給与の格差1人当たり平均3,340円、0.96%を解消するための引き上げ改定となっております。

2ページをご覧ください。

期末手当 第20条第3項より右側が改正前で、6月と12月に支給する期末手当の支給率が、下線部分100分の67.5を左側改正後下線部分において、6月に支給する場合においては100分の67.5。12月に支給する場合においては100分の70に改めております。なお、定年前再任用短時間勤務職員については、現在のところ当広域連合においては該当者はございません。

3ページをご覧ください。

勤勉手当 第23条第2項第1号で右側の改正前では6月と12月に支給する勤勉手当の支給率は、下線部分100分の97.5を左側改正後下線部分において、6月に支給する場合においては100分の97.5。12月に支給する場合においては100分の107.5に改めております。改正内容といたしましては、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を4.40月間。勤勉手当0.1月分引き上げて0.50月分とするものでございます。

続きまして、同条第2号で右側改正前では6月と12月に支給する勤勉手当の支給率は、下線部分100分の45。左側改正後下線部分において、6月に支給する場合においては100分の45。12月に支給する場合においては、100分の52.5に改めております。

続きまして12ページをお開きください。

第2条 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を次の下線部のとおり改正する。第2条の改正については第1条で改正した職員手当等の勤勉手当を6月期及び12月期の支給月数を均等にする改正を行っております。

期末手当 第20条第3項で右側が改正前では、6月に支給する場合においては100分の67.5。12月に支給する場合においては、100分の75。左側改正後下線部分において、100分の68.75に改めております。

続きまして 13 ページ。

勤勉手当 第 23 条第 2 項第 1 号で右側の改正前では、6 月に支給する場合においては 100 分の 97.5。12 月に支給する場合においては、100 分の 107.5。左側改正後下線部分において、100 分の 102.5 に改めております。

続きまして、同条第 2 号で右側の改正前では、6 月に支給する場合においては 100 分の 45。12 月に支給する場合においては、100 分の 52.5 を左側改正後下線部分において、100 分の 48.75 に改めております。

14 ページをお開きください。

施行期日において、この条例は公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用するとあるのは第 1 条関係でございます。また、但し書きといたしまして、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 10 号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 花城勝男 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13 番 新垣議員。

○13 番 新垣千秋 今回は条例改正で、議案第 10 号におきまして会計年度任用職員はどのようなになっているのか説明をお願いします。会計年度職員が確か 58 人いるかと思いますが、その辺説明をお願いします。

○議長 花城勝男 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。

我々広域連合については 29 市町村から負担金をいただきまして運営をされてございます。その中で各市町村ごと今回の改正の内容について確認させていただきました。その中で今回適用しない団体が 11 団体、適用する団体が 6 団体と認定の規模が違うと内容でございました。負担金をいただいて運営されている我々広域連合としましては、派遣元が負担いただいている市町村の負担がある一定の基準に適用していないということでございましたので、今回広域連合としても会計年度の職員については見送らせていただけてます。以上でございます。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13 番 新垣千秋 会計年度任用職員が導入されて約 3 年ですが、今回導入されないということはこれまでも導入されていなかったんでしょうか。対応ですね。会計年度任用職員について今回は該当しない、今までも該当していなかったのか、過去に該当したことがあるのか、市町村が全部揃うことがあるのか。その辺ちょっと説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○議長 花城勝男 事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。過去に広域連合の方はこの会計年度について、遡及については適用してございません。以上です。

○議長 花城勝男 新垣議員。

○13 番 新垣千秋 広域連合での会計年度任用職員の適用はしていない、各市町村で順番のように上げ下げですね、適用してる場合が今回上げるという改正なんですけど、この遡及すると

したら構成団体との給与の格差というのがある
んでしょうか。ちょっとその辺ご存じであれば
その点も説明していただけますか。広域連合の
会計年度任用職員は各 29 市町村と比べて低い、
高いその差があるとあまり好ましくないのでは
ないかと思うんですが、その点いかがお考えで
しょう。

○議長 花城勝男 事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。会
計年度職員の給与については、どの市町村がど
のくらいの給与を設定しているかということ
を調整したことはございませんけれども、各市町
村バラつきがございますので、一概にですね高
い低いということはちょっと言えないところで
ございますので、ご理解ください。以上です。

○議長 花城勝男 他に質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長 花城勝男 質疑なしと認めます。これ
で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありません
か。

（「討論なし」の声あり）

○議長 花城勝男 討論なしと認めます。これ
で討論を終わります。

これから議案第 10 号 沖縄県介護保険広域連
合一般職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従っ
て、議案第 10 号 沖縄県介護保険広域連合一
般職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 11 号 令和 5 年度沖縄県
介護保険広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第 11 号 令和 5
年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算
（第 2 号）について。令和 5 年度沖縄県介護保
険広域連合一般会計補正予算（第 2 号）は次に
定めるところによる。

歳入歳出予算について。第 1 条 歳入歳出予
算の総額に歳入歳出それぞれ 379 万 3,000 円追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
18 億 898 万 9,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及
び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によ
る。令和 5 年 11 月 21 日提出 沖縄県介護保険
広域連合長 當山宏。

今回の一般会計補正予算（第 2 号）増額補正
の内容については、令和 5 年人事院及び沖縄県
人事委員会の勧告を受け、一般職員の等級、月
額及び勤勉手当の会計に伴うものとなっていま
す。

それでは詳細についてご説明いたします。事
項別明細書の 5 ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

7 款 1 項 1 目 財政調整基金繰入金 379 万
3,000 円の増額補正を計上しております。内容
といたしましては、給与改定に伴う人件費の財
源として、基金間の繰入を行うものでございま
す。

歳入は以上でございます。6 ページをお開き
ください。

歳出をご説明いたします。

2 款 1 項 1 目 一般管理費 373 万 3,000 円の増額補正を計上しております。内訳といたしまして、2 節 給与 238 万 3,000 円。3 節 職員手当等 135 万円を計上しています。

2 款 8 項 1 目 障害支援区分認定等事業費 6 万円の増額補正を計上しております。内訳といたしまして、2 節 給与 1 万 3,000 円。3 節 職員手当等 4 万 7,000 円を計上しています。両科目共に給与改定に伴う職員の等級月額引き上げ、及び勤勉手当の支給率が 0.1 月分引き上げられています。引き上げられたものによるものとなっております。

歳出は以上でございます。

議案第 11 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終了いたします。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 花城勝男 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 花城勝男 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 花城勝男 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 11 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って、議案第 11 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本臨時会で議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては会議規則第 45 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 花城勝男 異議なしと認めます。従って条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 5 年第 66 回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉 会（午前 10 時 40 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

沖縄県介護保険広域連合議会議長

花 城 勝 男

署名議員（議席番号 7 号）

眞栄田 絵 麻

署名議員（議席番号 9 号）

島 袋 義 範

